

第4編 伊那中央行政組合職員の育児休業等に関する条例

伊那中央行政組合職員の育児休業等に関する条例

平成14年4月1日

条例第2号

改正	平成15年4月1日	条例第4号	平成18年3月31日	条例第8号
	平成22年5月31日	条例第2号	平成26年4月1日	条例第2号
	平成29年3月31日	条例第1号	平成29年12月26日	条例第4号
	令和元年12月26日	条例第5号	令和2年3月27日	条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づき、及び法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業等の準用既定等)

第2条 職員の育児休業等については、伊那市職員の育児休業等に関する条例（平成18年伊那市条例第32号）並びに、伊那市職員の育児休業等に関する規則（平成18年伊那市規則第25号）を準用し、同条例、規則中「市長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月1日条例第4号）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行日前に伊那市長が承認を与えた職員への適用は、従前どおりとする。

附 則（平成18年3月31日条例第8号抄）

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成22年5月31日条例第2号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日に、改正前の伊那中央行政組合職員の育児休業等に関する条例第3条第3号の規定により職員が申し出た計画は、改正後の伊那中央行政組合職員の育児休業等に関する条例第3条第4号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

附 則（平成26年4月1日条例第2号抄）

第4編 伊那中央行政組合職員の育児休業等に関する条例

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日条例第1号）
（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に育児休業をしている職員が施行日以後に職務に復帰した場合における改正後の伊那中央行政組合職員の育児休業等に関する条例第8条の規定の適用については、同条中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下（当該期間のうち平成29年4月1日前の期間については、2分の1）」とする。

附 則（平成29年12月26日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月26日条例第5号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。